

ひょうごの消費生活シンボルマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ひょうごの消費生活シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめシンボルマーク使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、兵庫県消費生活課長(以下「消費生活課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 兵庫県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 「ひょうご消費生活三者会議」構成団体が三者の信頼と協働を推進する目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、消費生活課長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 消費生活課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

- (1) 消費者、事業者、行政の信頼と協働により、安全で安心な暮らしを実現する兵庫県の消費者行政の理念に反するとき。
- (2) 兵庫県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (3) シンボルマークを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (6) 特定の企業等の営利目的に利用するとき。
- (7) その他、消費生活課長がシンボルマークの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、シンボルマーク使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなけ

ればならない。

- (1) 承認された内容により使用し、消費生活課長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形、文字等を正しく使用すること。
- (4) シンボルマークには、別紙1のとおり、シンボルマークの趣旨を記載した説明文を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、別紙2の表記をもって代えることができる。
- (5) シンボルマークを使用した物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

- 第6条 シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、シンボルマーク使用承認変更申請書(様式第3号)を消費生活課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、シンボルマーク使用(内容変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
 - 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

- 第7条 消費生活課長は、シンボルマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該シンボルマークの使用承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取消しは、シンボルマーク使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

- 第8条 前条の規定により、シンボルマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、消費生活課長はその責めを負わない。
- 2 シンボルマークの使用承認を受けた者が、シンボルマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、消費生活課長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いについて必要な事項は、消費生活課長が別に定める。

附則

- この規程は、平成22年7月15日より施行する。
この規程は、平成23年4月1日より施行する。